

# 2023年3月まで期限！押さえておきたい融資制度 伴走支援型特別保証制度

## <伴走支援型特別保証制度とは>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者にとって、早期に経営改善に取り組みポストコロナ時代への対応を進め、売上高等を回復させていくことが重要です。一方で、今後のコロナ禍の影響を正確に見通すことは非常に難しいものです。そのため、中小企業の経営者が1人で悩むことなく、支援機関と相談をしながら、経営改善の取組を進めることを後押しする必要があります。そこで、一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を2021年4月1日より開始しました。

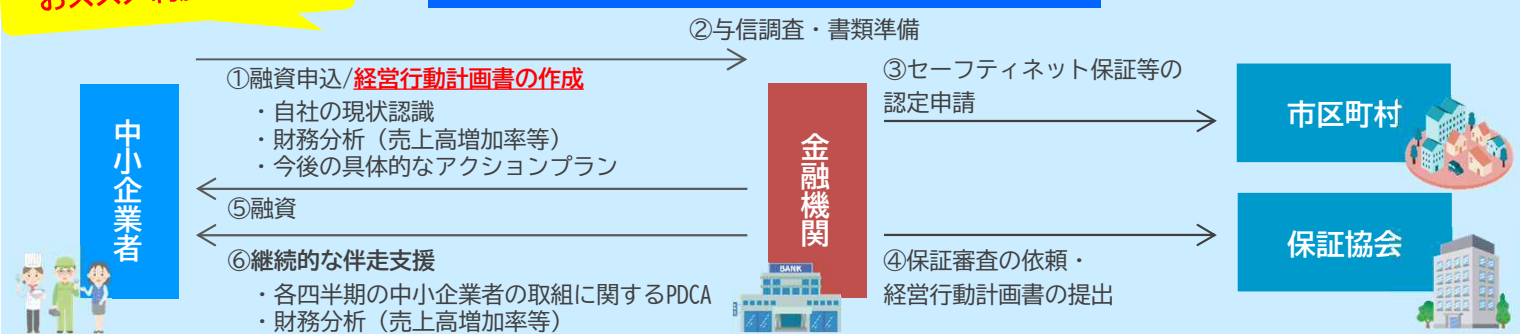
右記に当てはまる事業者さまは  
いらっしゃいませんか？



自社の資金繰りに不安のある事業者  
コロナ禍で多くの借入を行ったものの売上が改善しない事業者

おススメ制度はこちら

## 伴走支援型特別保証制度の流れ



## 制度内容と対象事業者

コロナ融資利用者の皆様は  
ぜひ借り換えください！

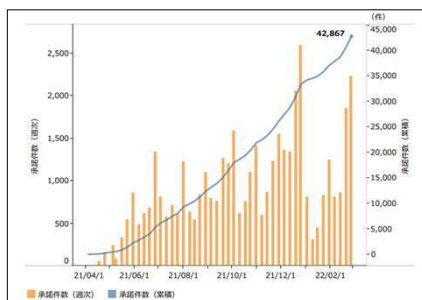
10月より保証上限額が1億円に引き上げ！

保証限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料率	0.2% (国による補助前は原則0.85%)

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者

- (1)セーフティネット保証4号(SN4号)の認定を受けていること
- (2)セーフティネット保証5号(SN5号)の認定を受け、かつ次のいずれかに該当すること
  - ①売上高等減少率が15%以上であること
  - ②売上高等減少率が15%未満のものにあたっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
- (3)次のいずれかに該当すること
  - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
  - ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

## 承諾件数推移



## 利用・申請方法について

経営行動計画書の詳細な経営分析・改善計画の策定を事業者のみで行うのは難しいので、会計事務所に相談をしながら作成しましょう！

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など